

## 京都市産業観光局管理市有水路賠償責任保険仕様書

市有水路に係る賠償責任保険に関し、京都市（以下「甲」という。）と保険会社（以下「乙」という。）との間の仕様は以下のとおりとする。

### （主旨）

第1条 本保険は、甲が所有する水路のうち産業観光局が所管する部分（総延長399km）において、設置又は管理の瑕疵に伴い生じた事故により、甲が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金及び訴訟費用をてん補するものである。

### （市有水路の定義）

第2条 本保険において市有水路とは、産業観光局が所管する次のものをいう。

- (1) 産業観光局所管の水路敷地にある用水路、用水管路、用排兼用水路、排水路、排水管路、排水暗渠及びその他用排水施設
- (2) (1)に掲げた用排水施設に接続して用排水を処理するために設けられる施設
- (3) (2)の施設を補完するために設けられている管理通路、泥上げ敷き、橋梁、盖板、樋門、井堰、防護柵及びその他施設

### （付保の対象）

第3条 市有水路敷地上等で設置又は管理の瑕疵に伴い生じた事故を保険の対象とする。

- 2 甲は、市有水路の場所及び総延長等を明示した書類を保管し、乙は必要に応じ、この書類の提示を求めることができる。
- 3 甲は、他の規定にかかわらず、保険期間中の水路延長等の異動が保険期間の始期における市有水路延長等の10%以内の場合には、乙に通知しないことができる。

### （保険会社のてん補責任）

第4条 乙がてん補すべき損害は、設置又は管理の瑕疵に伴い生じた事故により、甲が法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害賠償金及び訴訟費用をてん補する損害に限るものとする。

### （損害の範囲及び責任の限度）

第5条 本保険によりてん補すべき損害は、甲の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの）及び第15条に規定する費用に限る。

- 2 本保険によりてん補すべき金額は、第15条第2項及び第3項の費用を除き、第14条に定めるてん補限度額を限度とする。

### （保険期間）

第6条 本保険の保険期間は令和8年7月1日16時から令和9年7月1日16時までとする。

### （保険期間と保険責任の関係）

第7条 乙は、前条の保険期間中に生じた事故について、甲に対し損害賠償の請求がなされた場合に限り、保険金を支払わなければならない。

(てん補しない損害)

第8条 本保険は、直接であると間接であると問わず、次の事由によって生じる損害をてん補しない。

- (1) 産業観光局職員の故意
- (2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- (4) 施設の建設、改築、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
- (5) 甲が使用もしくは管理する自動車等に起因して負担する損害賠償
- (6) 農薬、肥料カドミウム、硫黄、銅石油物質、浮遊物質等によるかんがい用水の汚染に起因する賠償責任

第9条 本保険は、直接であると間接であると問わず、甲が次の賠償責任を負担することによって生じる損害をてん補しない。

- (1) 甲と第三者の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (2) 甲が所管、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (3) 産業観光局職員（請負先、委託先の職員含む。）が、甲の業務を遂行中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (4) 施設の修理、改造、又は取壊し等の工事に起因する賠償責任
- (5) 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因又は事由により保険期間開始後当局に対し本仕様書第7条の損害賠償請求のなされることを知っていた場合、もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因又は事由によって生じた賠償責任

(通知)

第10条 甲は保険期間中に本書第8条の損害賠償請求を受ける恐れのある原因又は事由が発生したことを知ったときは、その原因又は事由の具体的な状況を遅滞なく乙に通知するものとする。

- 2 甲が前項の通知を行った場合に、その原因又は事由に起因する損害について、保険期間終了後に甲に対して損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求はこの保険契約の保険期間中になされたものとみなす。
- 3 正当な理由なく第1項の通知を怠ったときは、乙はてん補の責に任じない。

(事故の発生)

第11条 甲が保険事故又は保険事故の原因となるべき偶然な事故（本条において以下「事故」という。）が発生したことを知ったときは、次の事項を履行するものとする。

- (1) 甲は、事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けた時はその内容を、遅滞なく乙に通知すること。
- (2) 甲は、他人からの損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全又は行使について必要な手続きをすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
- (3) 損害賠償責任の全部又は一部を承認する場合は、甲と乙の合意をもって行うものとする。

ただし、応急手当、護送その他緊急措置については、この限りでない。

- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき又は提起されたときは、甲と乙はただちに協議すること。

(保険事故処理の特則)

第12条 乙は、甲の承認を得て、必要に応じ甲に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができる。この場合において、甲は乙の求めに応じ、その遂行について乙に協力するものとする。

(保険会社の協力義務)

第13条 乙は、本仕様書に関わる甲の義務の円滑な遂行を図るため、甲の求めに応じ、甲に協力するものとする。

(てん補限度額及び免責金額)

第14条 本保険のてん補限度額及び免責金額は、身体障害賠償及び財物損壊賠償について、それぞれ次のとおりとする。

(1) 身体障害賠償

ア てん補限度額 1名につき5,000万円、1事故につき5,000万円

イ 免責金額 1事故につき0円

(2) 財物損壊賠償

ア てん補限度額 1事故につき5,000万円

イ 免責金額 1事故につき0円

(費用の支払)

第15条 乙は、甲が支出した次の費用を支払うものとする。

(1) 第11条第1項第2号の場合に要した必要又は有益な費用。

(2) 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の防止軽減のために必要又は有益を認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急、護送、その他緊急措置に要したものと及び支出につきあらかじめ乙が同意したもの。

2 乙は、損害賠償責任に関する争訟につき、甲が乙の同意をもって支出した費用の全額を支払うものとする。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が保険証券に記載されたてん補限度額を超えるときは、乙は、てん補限度額の前記損害額に対する割合によってこれを支払うものとする。

3 乙は、第12条の規定により、甲が乙の要請により、協力するために直接要した費用の全額を支払うものとする。

(保険金の請求)

第16条 甲が、この保険契約によって損害のてん補を受けようとするときは、損害が確定した日から30日以内又は乙が承認した猶予期間内に、保険金請求書及びその損害を証明する書類を乙に提出するものとする。

2 甲は、前項の書類のほか、乙が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じるものとする。

(保険金の支払)

第 17 条 乙は、前条の請求を受けた日から 30 日以内に保険金を支払わなければならない。ただし、乙がこの期間に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払うものとする。

(法規の遵守)

第 18 条 乙は、保険契約内容の履行にあたっては、関係各法令の規定を遵守しなければならない。

(普通保険約款等との関係)

第 19 条 本仕様書に定めのない事項については本仕様書の規定に反しない限り、適用すべき賠償責任保険普通保険約款・施設所有（管理）者特別約款（又は同等内容の約款）の規定を準用する。

(疑義)

第 20 条 前条のほか、本仕様書に定めのない事態が生じた場合、又は本仕様書の内容及び運用に疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議のうえ決定するものとする。